

最判昭和 44 年 2 月 20 日民集 23 卷 2 号 427 頁

約束手形金請求事件

昭和四三年（オ）第七〇九号

同四四年二月二〇日最高裁第一小法廷判決

【上告人】 被控訴人 原告 井上俊政 代理人 鬼頭忠明

【被上告人】 控訴人 被告 楠雅介 外一名

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鬼頭忠明の上告理由一について。

満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法五二二条の規定が準用され、右補充権は、これを行使しうべきときから五年の経過によつて、時効により消滅すると解すべきことは、当裁判所の判例とするところであり（最高裁昭和三三年（オ）第八四三号同三六年十一月二四日第二小法廷判決、民集一五卷一〇号二五三六頁、昭和三七年（オ）第六四五号同三八年七月一六日第三小法廷判決、裁判集（民事）六七号七五頁参照）、今これを変更する必要をみない。したがつて、これと同一の見解に立つ原審の判断は正当であつて、論旨は採用できない。

同二について。

原判決中の所論判示部分は、事実摘示部分と合わせ考えると、白地補充権行使についての合意を認めることはできないとの趣旨であることは明らかであり、その挙示する証拠関係によれば、その判断も肯認することができるから、原判決に所論の違法はない。したがつて、論旨は採用できない。

同三について。

上告人の予備的請求原因事実は認められない旨の原判決の判断は、その挙示する証拠関係に照らして肯認することができ、原判決に所論の違法はない。所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実認定判断を非難するに帰し、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官大隅健一郎の意見があるほか、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

裁判官大隅健一郎の意見はつぎのとおりである。

本判決の結論には異論はないが、しかし、私は、満期白地の手形の白地補充権の消滅時効期間は三年と解すべきものと考えるので、多数意見が上告理由一について述べているところには賛成することができない。多数意見は、昭和三六年十一月二四日の当裁判所第二小法廷判決を引用して、満期白地の手形の白地補充権は、これを行使しうべきときから五年の経過によつて、時効により消滅するものと解すべきであるとしている。右の判決は、白地小切手の補充権の時効に関するもので、直接白地手形の補充権の時効に関するものではないが、同判決が白地小切手の補充権の消滅時効期間を五年と解しその理由としてあげているところは、すべて白地手形の補充権にも及ぼしうるものであつて、多数意見がこれを援用していることは理由のないことではない（多数意見の引用する昭和三八年七月一六日第三小法廷判決が支持した原判決も、同じく昭和三六年十一月二四日の第二小法廷判決を援用している。）。しかしながら、卑見によれば、それらの理由はいずれも、実は、白地手形の補充権の消滅時効期間を五年と解する見解よりも、むしろこれを三年（白地小切手の補充権については六月）と解する見解を根拠づけるものにほかならないのであつて、私は、右の判決とほぼ同様の理由により、満期白地の手形の白地補充権は、これを行使しうべき時（通常は振出の時であるが、原因関係上の事情から補充権を行使しうべき時期につき別段の合意があると認められるときはその時）から三年の経過によつて、時効により消滅するものと解するのが妥当であると考ええる。

前記の判決が、白地小切手の補充権の消滅時効期間を五年と解する理由として掲げるところを白地手形に当てはめていえば、つぎのとおりである。すなわち、（１）補充権授与行為は本来の手形行為ではないけれども、商法五〇一条四号所定の「手形に関する行為」に準ずるものと解して妨げないこと、（２）白地手形の補充は手形債権発生の要件をなすものであること、（３）手形法が手形上の権利に関しとくに短期時効の制度を設けていること、がこれである。まず、補充権授与行為は商法五〇一条四号所定の「手形に関する行為」に準ずるものと解して妨げなく、したがつて、補充権が商行為によつて生じた債権に準じて考えることは右の判決のいうとおりであるが、しかし、これによつてただちにその消滅時効期間が五年と解されることにはならないのであつて、かえつてこれを三年と解すべきことになる考える。けだし、商法五二二条は、商行為によつて生じた債権の消滅時効期間を原則として五年と定めると同時に、他の法令によりこれより短い時効期間の定めがあるときはその規定に従うものとしているところ、「手形に関する行為」によつて生ずる手形債権（手形の主たる債権）については手形法に三年の短期時効の定め（手形法七〇条一項、七七条一項八号）が存するのであるから、白地手形の補充権授与行為を「手形に関する行為」に準ずるものと解する以上、これによつて生ずる補充権の消滅時効期間も、五年ではなくして、手形債権に準じて三年と解すべきが当然だからである。つぎに、前記の判決が白地手形の補充が手形債権発生要件であることをあげているのは、補充権は形成権であるが、形成権でもその行使によつて債権が発生する場合にはその債権に準じて時効を考う

べきであることを示唆しているものと推測されるが、そうであるとすれば、補充権の行使によつて生ずるのは手形債権であるから、補充権も手形債権と同様三年の時効に服するものと解するのが相当といわざるをえない。そして、手形法が手形上の権利につきとくに三年の短期時効の制度を設けているゆえんを合わせ考えるならば、補充権の消滅時効期間をこれと同様三年と解する見解の妥当なことが、いつそう明らかになるであろう。

以上のようにして、いずれの点からみても、満期白地の手形の白地補充権の消滅時効期間は三年と解するのが妥当であると考えられる。元来、白地手形の補充権は白地手形行為の当事者の手形外の合意によつて発生するものであるにしても、補充権はその行使によつて生ずる手形上の権利と不可分の関係にあるのであるから（したがつて、満期の記載のある白地手形については、手形債権と別に補充権の時効を問題とする余地はない）、補充権についてその時効消滅を認める以上、その時効期間は手形債権と同様に考えるのが、当然の帰趨であるといわざるをえない。そして、これを手形取引の実際からみても、補充権がその行使によつて生ずる手形債権よりも長期の時効に服すべきものとする必要は見出しがたいであろう。

（裁判長裁判官 長部謹吾 裁判官 入江俊郎 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎）

上告代理人鬼頭忠明の上告理由

一、原判決には、判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背がある。

原判決は、振出日、満期を白地として振出した本件約束手形の白地補充権は、形成権ではあるが、その補充権授与の行為は商法五〇一条四号の「手形に関する行為」に準ずるものであり、従つてその消滅時効期間は商法第五二二条に定める「商行為によつて生じた債権」に準じてこれを五年とする旨判示し、本件手形の交付日時たる昭和二九年二月頃から五年を経過した同三四年二月頃をもつて本件手形の白地補充権は消滅した旨判示している。

しかしながら、大審院昭和一二年四月一六日判決のごとく、補充権は振出人と受取人間の一般私法上の契約に因り発生し、手形債務の負担を目的とする手形行為自体から発生するものでないからその発生原因たる契約は商法五〇一条四号の「手形に関する行為」に該当せず、それが形成権の一種であることから、これを民法第一六七条第二項により二〇年の消滅時効により消滅すべきものと解すべきである。

原判決は、右補充権を形成権と解しながらも、形成権の消滅時効たる民法第一六七条第二項を適用せず、手形に関する行為に準ずるものであり、商行為によつて生じた債権に準ずるものとして商行為債権の消滅時効を適用するのは矛盾である。

のみならず、元来形成権なるものは、一方的な意思表示又は行為により権利関係の変動を生ぜしめらる権利で、時効の中断という事が考えられず、その権利の性質上、消滅時効の対象となり得ず、形成権行使の結果生ずる請求権のみが消滅時効の対象となり得るものと

解すべきである。(川島武宣法律学全集民法総則四四二頁以下、注釈民法(5)三〇五頁)

。

従つて、本件白地手形の満期補充は昭和三八年一二月二〇日と補充されており、振出人に対する請求権の消滅時効の三年内に本訴請求がなされておるのであるから、本訴に於ける手形金請求は正当である。

二、原判決には理由不備がある。

1 判決は、本件手形の白地補充権授与契約に於て、存続期間が定められておつた旨上告人が主張しおるが、上告人主張の如き存続期間は認めるに足る証拠はない旨判示しておる。しかしながら、上告人の主張は、原審に於ける昭和四二年五月一日付答弁書第一項記載の通り本件手形の振出日及び満期の白地補充につき、被上告人等の申出ある迄暫くの間補充権を行使しない旨の合意即ち補充権行使についての制限の合意があり、この制限期間は昭和三八年一月一日迄であり、その以降に補充権行使が出来得る状態になつたのだから、補充権の時効の進行は右時期からである旨の主張であつて、補充権の存続期間を定めた旨の合意の成立の主張ではない。

原判決は、上告人の補充権行使制限に関する主張を、補充権存続期間と解し、判断しておるもので、判決に理由を附せず又は理由に齟齬がある。

2 ちなみに、原判決は、上告人は被上告人楠の依頼に応じて昭和二六・七年頃から訴外株式会社記久東に融資していたが、同二八年頃には同会社に対し約一〇〇万円を融資していた事実を認めた上この事情の下振出日、及び満期白地の本件約束手形が昭和二九年二月頃被上告人等より上告人に振出交付された事実を認めているのであり、且つ甲第六号証の訴外株式会社記久東の登記簿謄本によれば、同会社は同二九年三月八日解散決議をしており、本件手形の振出人が右会社役員の被上告人等の個人振出となり、金額が一〇〇万円より一一〇万円に加算されておつて、振出日、満期が白地である事実を合せ考えれば特段の事情がなければ、株式会社記久東に於ける一〇〇万円の支払いが困難になつたためその支払い猶予として被上告人等の本件手形が振出されたものであり、一覽払いとして直ちに取立に出されるものでなく、白地補充権行使猶予の合意がなされたものと認めらるべきであつて、この点に関する判断を逸脱した原判決は理由不備を免れない。

三、原判決は、上告人の予備的請求につき、この点に関する上告人の第一審及び原審に於ける尋問の結果はにわかに措信し難い旨判示しておる。

しかしながら、第一審に於ける上告人尋問は、単なる約束手形金請求のみの主張の下、被上告人等に於て本件手形の印影の成立を否認したため、(後に被上告人等の尋問に於て上告代理人の反対尋問にあつて、被上告人等の印影であることを認めるに至つた)上告人尋問がなされたのであつて、その終了後の弁論終結直前に被上告代理人より白地補充権の時効消滅の主張が突如としてなされたものであつて、この点に関する上告人の心構えは全然なく、自然の状態で事実を供述しているものであるのに反し、被上告人等は裁判所より前叙の通り上告代理人の反対尋問にあつて、否認していた振出人名下の印影の成立を認めざる

を得なくなつた事実（当初なしていた本件約束手形の印影の成立否認の書証認否も裁判所の訂正勧告に止むなく応じ印影成立を認めるに至つておる。）からみて、被上告人等の尋問の結果は信用するに足りない事は自明の理であるのに拘わらず、原判決はこの事実を看過、漫然と、被上告人等の尋問の結果と対比するとこれを認めるには不十分である旨の判示をなしたのは理由不備である。

もつとも、原判決は、上告人の第一審及び原審に於ける予備的請求に関する尋問の結果自体を措信し難い旨判示していると解せられるが、前叙の通り上告人のこの点に関する尋問の結果は、争点になつていない時点における供述であつて、これが信用できないと判示されるからには信用できないと首肯し得る判断を判示すべきである。

又、原判決は、予備的請求について、「甲第一、第三、第五号証も原審及び当審に於ける控訴人ら、被控訴人各本人尋問の結果と対比するとこれを認めるには不充分であり」と判示しているが、右各書証と上告人の第一審及び原審に於ける本人尋問の結果と対比して、同尋問の結果がなぜ上告人主張の予備的請求を認めるについてプラスとならず、マイナスとなるのが理解出来難いものであり、畢竟原判決に理由不備あるものといわなければならない。